

5 地方財政計画の推移(平成23～27年度)

(単位 億円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総 額	355 786	359 184	363 768	378 370	402 481
地 方 税	334 037	336 569	340 298	350 806	375 627
道 府 県 分	134 952	138 479	139 001	146 620	170 360
道 府 県 民 税	53 004	54 520	55 153	56 911	57 416
個 人 割	45 335	46 499	47 173	48 190	49 224
法 人 割	6 237	6 775	6 800	7 508	7 078
利 子 割	1 432	1 246	1 180	1 213	1 114
事 業 税	23 356	24 527	25 109	28 219	36 042
個 人 割	1 886	1 629	1 678	1 795	1 887
法 人 割	21 470	22 898	23 431	26 424	34 155
地 方 消 費 税	25 691	26 466	26 650	30 043	45 568
譲 渡 税	19 523	19 356	19 280	19 858	31 940
貨 物 割	6 168	7 110	7 370	10 185	13 628
不 動 産 取 得 税	3 345	3 265	3 304	3 633	3 531
道 府 県 民 税	2 362	2 692	1 710	1 509	1 472
ゴ ル フ 場 利 用 税	533	477	486	489	465
自 動 車 取 得 税	1 920	2 068	1 900	948	1 096
軽 油 引 取 税	8 742	8 902	9 233	9 442	9 383
自 動 車 税	15 947	15 677	15 497	15 480	15 397
鉦 区 税	4	4	4	3	3
固 定 資 産 税 (特 例)	30	20	18	16	16
軽 油 引 取 税 (目 的 税)	-	-	-	-	-
狩 猟 税	18	17	16	15	10
東日本大震災による減免等	-	△ 156	△ 79	△ 88	△ 39
市 町 村 分	199 085	198 090	201 297	204 186	205 267
市 町 村 民 税	84 258	87 302	88 095	90 172	91 135
個 人 割	67 811	69 442	70 259	70 582	71 396
法 人 割	16 447	17 860	17 836	19 590	19 739
固 定 資 産 税	89 753	85 554	85 968	87 041	87 079
土 地 地 屋 産 税	34 230	33 677	33 542	33 630	33 596
家 屋 産 税	38 658	35 278	36 032	36 974	36 576
債 権 譲 渡 税	15 904	15 680	15 484	15 509	16 000
交 付 金	961	919	910	928	907
軽 自 動 車 税	1 808	1 810	1 852	1 909	1 999
市 町 村 民 税	7 252	8 267	9 738	9 230	9 007
鉦 産 税	23	18	18	19	20
特 別 土 地 保 有 税	19	20	13	11	6
入 湯 税	228	208	220	227	226
事 業 所 税	3 377	3 479	3 542	3 464	3 609
都 市 計 画 税	12 367	11 851	11 988	12 266	12 322
水 利 地 益 税 等	0	0	0	0	0
東日本大震災による減免等	-	△ 419	△ 137	△ 153	△ 136
地 方 譲 与 税	21 749	22 615	23 470	27 564	26 854
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2 778	2 803	2 756	2 708	2 663
石 油 ガ ス 譲 与 税	119	113	110	100	100
自 動 車 重 量 譲 与 税	2 968	2 884	2 696	2 656	2 585
航 空 機 燃 料 譲 与 税	131	127	140	145	147
特 別 と ん 譲 与 税	112	124	125	126	125
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	15 641	16 564	17 643	21 829	21 234

(資料) 総務省「地方税に関する参考計数資料」

(備考) 1 平成21年度税制改正により、自動車取得税と軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

2 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が用途制限を廃止して改称したものである。

3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。